

ムジークフェストなら2025公演当日運営等業務 委託仕様書

本仕様書は、ムジークフェストなら実行委員会事務局（以下、「甲」という。）が委託事業者（以下、「乙」という。）に委託して実施する「ムジークフェストなら2025公演当日受付等業務」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

また、本業務は、甲が別途委託契約を締結している「令和7年度Nara for Culture企画・運営業務」受託事業者（以下、「丙」という。）との連携が必要であることに留意すること。

1 本業務の名称

ムジークフェストなら2025公演当日運営等業務

2 本業務について

(1) 実施目的

「ムジークフェストなら 2025」は、奈良県内の音楽ホールやユニークベニュー等を会場に、クラシックをはじめとした上質な音楽による実行委員会主催コンサートを春に集中して開催する音楽祭である。県民をはじめとした多くの方に、奈良で上質な文化・芸術に触れる機会を提供し、本県の文化芸術活動の活性化を図ることで、「文化の振興」を通じて「地域の振興」を図るものである。

本業務は、上記音楽祭にて、令和7年5月中旬～6月初旬に県内各地で、有料・無料あわせて5つの本格的なクラシック公演を開催し、それら公演の円滑な運営を行うことが目的である。

(2) 開催日時及び開催場所

料金	No	開催日	出演楽団	会場
有料	1	令和7年5月18日(日) 開演：15時	奈良フィルハーモニー管弦楽団 (出演者：200名程度)	DMG MORI やまと郡山城 ホール 大ホール
	2	令和7年5月24日(土) 開演：18時30分	関西フィルハーモニー管弦楽団 (出演者：70名程度)	奈良県橿原文化会館 大ホール
	3	令和7年5月31日(土) 開演：14時	藤木大地&みなとみらいクインテット (出演者：6名)	大和高田さざんかホール 大ホール
	4	令和7年6月1日(日) 開演：17時(予定)	Japan National Orchestra (JNO) (出演者：5名程度)	奈良春日野国際フォーラム 薨 能楽ホール
無料	5	令和7年5月25日(日) 開演：14時	奈良県立ジュニアオーケストラ (出演者：40名程度)	奈良県橿原文化会館 大ホール

※ 公演時間は全て、2時間程度で想定

※ 開場時間については、公演 No. 1、2、5 は開演 1 時間前、公演 No. 3、4 は開演 30 分前想定

3 業務概要

「ムジークフェストなら 2025」における 5 つの公演の事前調整、公演当日の円滑な入場受付及び舞台進行補助

4 業務内容

(1) 委託期間

契約日から令和7年6月23日（月）までとする。

(2) 業務内容

以下①～⑤の業務を一括して委託する。

① 招待状の発送、出欠確認（対象は藤木大地&みなとみらいクインテット公演(公演No.3)のみ)

招待者候補は150名（予定）。

甲より提供する招待状文面案及び招待者リストを用いて、4月9日(水)を回答期限として招待状を発送し、4月11日(金)までに回答状況を甲へ報告すること。

回答の収集方法は、招待状に乙にて作成したWEB回答フォームの2次元バーコードを掲載するなどして、WEB回答に誘導することも可とする。

また、回答期限後に出欠回答を得られていないものは、乙にて電話等で確認すること。

② 事前調整及び会場打合せ

以下について確認のため、各有料公演の開催日1ヶ月前を目途に、乙は出演楽団、会場担当者及び甲を開催会場に招集し、会場現地下見及び打合せを実施すること。乙は、当該現地下見に必要な日程調整や打合せ場所設定などについても行うこと。

なお、上記打合せに必要な情報や資料については、事前に出演楽団及び甲から必要な情報を取りまとめ、公演当日の円滑な実施のために共有や確認、調整が必要な事項を整理した打合せ資料を準備すること。

打合せの代表的な議題としては以下を想定しており、適宜、当日運営の円滑な実施に必要な議題設定と調整を実施すること。

- ・ 楽団行動スケジュール及び舞台進行スケジュール
 - ・ 舞台図面
 - ・ 受付スタッフの配置計画と配置図面
 - ・ 招待者、関係者席の必要有無と当日受付方法
 - ・ 出演楽団控室の鍵の受け渡しと管理方法
 - ・ 楽器搬入方法と経路
 - ・ 関係者駐車場の使用数
 - ・ 使用する会場、控室、その他備品についての確認及び、使用上の注意事項
 - ・ 会場中、開演直前、休憩前、終演直後のブザーのタイミング
 - ・ 影アナの読み原稿案と読むタイミング
 - ・ 来賓の挨拶の有無
 - ・ 遅れ客の待機方法及び、会場へ入れて良いタイミング
 - ・ 来場者からのプレゼントの預かり、引き渡し対応
 - ・ 車椅子用席の位置と動線の確認
- ※ 奈良県ジュニアオーケストラ公演（公演No.5）のみ、ベビーカー置き場の設定、授乳室、おむつ替え室の確認

③ 運営マニュアル等の作成及び配布

以下の運営マニュアル等作成にあたり、必要な内容を盛り込み文章化・図示すること。

ただし、舞台進行台本については出演楽団にて作成するため、当該舞台進行台本に従い、舞台進行補助を行うこと。

- ・全体スケジュール（タイムスケジュール）
- ・運営マニュアル（実施体制・会場略図・人員配置図 等）
- ・ボランティアスタッフ向けの会場図面、作業内容を説明するオリエンテーション資料

④ 当日運営を対応するスタッフの手配

- ・全体総括（各1名）
- ・受付総括（各1名）
- ・一般入場窓口兼再入場管理スタッフ（各2名）
- ・ゲネプロ見学者受付窓口スタッフ（公演No. 2のみ。1名）
- ・招待者入場窓口スタッフ（公演No. 3のみ。1名）
- ・関係者、車椅子客入場窓口及び再入場管理スタッフ（各1名）
- ・当日プログラム等配布スタッフ（各1名）
- ・当日販売券受付スタッフ（公演No. 1～4のみ。各1名）
※ 当日券販売がない場合、他業務のサポートへ回ること
- ・入場列整理スタッフ（各1名）
- ・ベビーカー置き場の管理、おむつ替え室や授乳室案内スタッフ（公演No. 5のみ。2名）
- ・リハーサル補助、舞台進行補助及び影アナ／司会者補助スタッフ（各1名）
- ・影アナ（各1名）

なお、下記の業務スタッフについては、丙から各公演に手配するボランティアスタッフ6名に担当させ、入札見積金額の人件費は0円として積算すること

- ・客席誘導及び会場扉開閉スタッフ（各6名）

⑤ 当日の入場受付等対応業務

<業務対応表>

料金	No	開催日	出演楽団	対象となる業務
有 料	1	令和7年5月18日(日) 開演：15時／指定席	奈良フィルハーモニー管弦楽団 (出演者：200名程度)	ア～エ、カ、ク～ト
	2	令和7年5月24日(土) 開演：18時30分／指定席	関西フィルハーモニー管弦楽団 (出演者：70名程度)	ア～カ、ク～ト
	3	令和7年5月31日(土) 開演：14時／指定席	藤木大地&みなどみらいクイン テット (出演者：6名)	ア～エ、カ、ク～ト
	4	令和7年6月1日(日) 開演：17時／指定席	Japan National Orchestra (JNO) (出演者：5名程度)	ア～エ、カ、ク～ト
無 料	5	令和7年5月25(日) 開演：14時／自由席	奈良県立ジュニアオーケストラ (出演者：40名程度)	ア～エ、キ～ケ、 サ～ト

ア) 会場、控室等の公演実施に係る諸室の利用用途の把握、鍵の管理

- ・会場より鍵の借り受け、出演楽団への控室の鍵渡し、受付スタッフやボランティアスタッフ控室の鍵の管理を含めた、関係者エリアの管理を行うこと。

※ 必要な諸室の手配、事後の施設・備品・附属設備使用料は甲にて支払うもの

イ) 甲が手配する当日プログラム及びチラシのアセンブリ、配置、配布

ウ) 案内サイン、自立式の音楽祭バナー及び協賛企業バナー、その他会場貸し出し備品の管理、設営及び撤去

- ・案内サインは必要に応じ、乙にて作成すること
- ・自立式バナーは甲より貸し出すもの
- ・会場貸し出し備品を使用する場合は事前に甲に対して数量と金額の見込みを提出し許可を得ること

エ) ボランティアスタッフ対応

- ・丙にて手配するボランティアスタッフ（各公演6名）を、丙と情報共有すること
- ・現場における当日業務の割り振り、オリエンテーション、指導及び管理
- ・ボランティアスタッフ業務は、金銭を扱わない、当日説明で理解可能な軽作業（原則、客席誘導及び会場扉開閉スタッフを担当させるものとし、当日の状況に応じて担当替えも可とする）とし、体調などにより当日欠席の可能性も考慮しておくこと
- ※ 一部、特別支援学校生等のボランティア活動の受け入れが想定されるので、担当業務や作業従事に関する条件面など、甲及び特別支援学校と事前調整を行うこと
- ・甲が手配するボランティアスタッフ用ポロシャツ及びQUOカード(謝礼)の管理、配布
- ※ ボランティアスタッフ業務が完了後、QUOカードを配布した証明として、自署による受領確認のサインをもらい受けること

オ) ゲネプロ見学者の入場対応

- ・ゲネプロ見学チケット（または当選メール）を確認し、使い捨てリストバンド等で入場管理を行い、客席へ誘導すること
- ・見学の際は、写真や動画撮影、録音、その他電子機器の使用及びゲネプロの邪魔になる行為は禁止であることを周知し、監視及び注意すること
- ・ゲネプロ終了後、一度退場いただき、開場後に改めてコンサートチケットで入場させること
- ・終演後、ゲネプロ見学者と楽団員による写真撮影等あれば、出演楽団のサポートをすること

カ) 有料公演（公演No. 1～No. 4）一般入場者のチケットもぎり、再入場管理、入場者数カウント

- ・招待者、関係者、一般来場者数毎にカウントし、業務完了報告書に記載すること
- ・有料公演（公演No. 1～No. 4）のチケット忘れ客については、入場不可とすること
- ・再入場者を確認できるルールを作成し、管理をすること

キ) 無料公演（公演No. 5）一般入場者の当選ハガキ確認、再入場管理、入場者数カウント

- ・奈良県ジュニアオーケストラ公演（公演No. 5）のみ無料の自由席であり、当選ハガキにより入場が可能
- ・当選ハガキには【〇名様まで入場可】と記載があり、その当選ハガキで入場予定の全員が揃った状態で入場とすること
- ・甲より「当選者リスト」と「予備の入場券」を支給し、チケット忘れ客について「当選者リスト」で当選を確認できれば、「予備の入場券」を渡し入場させること
- ・再入場者を確認できるルールを作成し、管理をすること

ク) 招待者、関係者の窓口対応

- ・招待者及び関係者の名簿及びチケットは、甲より支給する
 - ※ 招待者がある公演は、藤木大地&みなとみらいクインテット（公演No. 3）のみ
 - ※ 招待者の出欠確認及び、関係者席の必要の有無については乙にて情報収集して甲へ報告し、最終の名簿作成及びチケット割り振り作業は甲にて行うもの

ケ) 車椅子客窓口の対応

- ・「車椅子席と介助者席を示した座席図」を甲より支給するもの
- ・車椅子で来場された方については、車椅子席用チケットを持っていることを確認し入場させ、車椅子席までの移動が困難な場合、誘導及び介助をすること
- ・介助者がいる場合、車椅子専用チケット1枚につき、1名までの介助者席も入場を認め所定の介助者用席を案内すること
 - ※2人目以降の介助者については、一般席チケットの購入が必要となることを説明すること
 - ※車椅子専用チケットをもたない車椅子席希望者が来場した場合は、甲に相談し判断を仰ぐこと

コ) 当日券販売窓口の設置及び販売対応（前売りで完売の場合、当日券販売業務は不要）

- ・「当日券販売用チケット」、「座席図」及び「領収証」は甲より支給する
- ・金額は、各席種の前売り券販売額+500円とすること
- ・釣り銭は乙にて準備すること
- ・当日券販売開始時刻は、開演1時間前とすること
- ・前売りチケットについて、来場者への返金や席の交換は行わないこと
 - ※ 車椅子客及びその介助者についてのみ、席の交換可
- ・「売上金」については、可能な限り早急に、甲指定の口座（南都銀行 県庁出張所）へ入金すること
 - ※ 振込手数料は乙負担とし、その費用は委託料に含めること
- ・各公演の5日後までに、「残チケットの現物」、「販売した席が分かる座席図」、「領収証（控）」、「販売整理簿（任意様式）」を揃えて甲へ提出し、売上金との齟齬がないか確認を受けること

サ) 舞台進行の補助

- ・当日の楽団到着後から終演まで舞台脇付近で待機し、出演楽団とのタイムリーな情報共有を行うこと

- ・ゲネプロ、本番等の舞台上の進捗を入場受付スタッフと共有し、舞台進行と受付回りの動きの連携を取ること

シ) ロビー及び会場ホール内スタッフ業務

- ・客席位置の案内、必要に応じて席付近まで誘導すること
- ・本番中の録音、撮影、電子機器使用、私語等の鑑賞の妨げになる禁止行為を周知し、監視及び注意をすること
- ※ 奈良県立ジュニアオーケストラ公演（公演No.5）については、0歳から入場可能なコンサートであるため未就学児による喧噪等は一定許容すべきだが、明らかに鑑賞の妨げになる私語や泣き声がある場合、ロビーへの一時退去などの誘導を行うこと
- ・来場者から出演楽団へのプレゼントの預かり、出演楽団への引き渡し
- ※ 出演楽団が来場者からのプレゼントを受け取る意思がある場合、引き渡し方法について、乙と出演楽団で事前調整すること

ス) 甲スタッフとの連携

- ・各公演に最低2名の甲スタッフを派遣予定
- ※ なお、甲スタッフの主な役割は「出演楽団対応／報道対応／イレギュラー判断／写真撮影による記録」であり、本業務の統括は乙にて実施すること
- ・報道機関による取材申込が有る場合、甲スタッフへ引き継ぐこと
- ・主催者の判断が必要なイレギュラー事案については、甲スタッフへ速やかに報告し、指示を受けること

セ) 扉の開閉及び遅れ客の入場管理

- ・開場、開演、遅れ客入場、休憩、終演のタイミングにおける適切な扉の開閉については、一般的なクラシック公演の作法に準ずること
- ※ 不明点があれば、公演当日までに甲に確認すること
- ・クラシック公演のため、遅れ客は曲間での入場とし、入場可能なタイミングは出演楽団に事前調整をすること
- ・遅れ客については、次の入場可能タイミングまでロビーで待機が必要な旨を伝え、入場管理をすること。

ソ) 終演後の客の送り出し、忘れ物確認及び忘れ物の会場への引き継ぎ

- ・発見した時間、場所のメモとともに、会場へ引き継ぐこと
- ・忘れ物を預かった際に「拾得物にかかる報労金の請求権利」を主張された場合、拾得者の連絡先を聞き取り、拾得物と合わせて会場へ引き継ぐこと。

タ) 運営スタッフ、出演楽団用のゴミ袋の設置及び回収

- ・ゴミは乙にて持ち帰りを原則とし、各会場の取り決めに従うこと
- ・出演楽団が手配した楽団員用の弁当ガラなど、まとまったゴミが予想される場合は、回収できるゴミについて出演楽団と事前調整をすること

チ) 適切な感染症対策の実施

ツ) 上記業務に必要と思われる消耗品、備品の持込

- ・本業務に必要となる消耗品の準備費用については、本委託料に含めること。
- ・本業務に無線通信機器（インカム）が必要な場合、甲にて手配すること。

テ) 緊急事案等対応

- ・想定される緊急事案への体制、連絡網の整備、スタッフの教育及び対応

ト) 音楽著作権（JASRAC、NexTone）に関する申請補助

- ・公演当日に演奏された楽曲の「曲目、作曲者、編曲者、演奏時間」について、甲が指定する様式にとりまとめ電子データで提出すること

5 成果品

- ・業務完了報告書（任意様式）
- ・納品場所：ムジークフェストなら実行委員会事務局
（奈良県地域創造部文化振興課内）
- ・納期：令和7年6月26日（木）

6 留意事項

- ・本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ・本業務の実施に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、奈良県個人情報保護条例の趣旨を踏まえるとともに、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守し、厳正な管理を行い、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。
- ・甲及び丙と十分な連携をとって事業を実施すること。
- ・甲は委託料以外の費用については、会場使用料及び備品・附帯設備使用料、舞台操作費、音楽著作権料のみを負担し、前述以外の本業務の遂行に必要となる経費は本委託料に含まれるものとする。
- ・乙は、本委託業務の実施に当たり、乙の責めに帰する事由により甲に損害を与えた時や、乙の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- ・乙は、別記2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
- ・本業務を実施するにあたり、乙は甲及び丙と綿密な協議を行ったうえで、甲の承認を受けて作業を進めるものとする。また、本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等、不明な事項は、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

7 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

ムジークフェストなら実行委員会事務局（奈良県地域創造部文化振興課内）

TEL：0742-27-8917 FAX:0742-27-8481 電子メールアドレス：musik@naraken.com

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者

に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

- 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

〈別記2〉公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。